



## 2007年 12月

## 財団法人 上越環境科学センター

今年は夏の猛暑があったせい、秋の季節もあっという間に過ぎ去り、冬の様相が強まってきた今日この頃です。さて JEC ニュース 2007 年 12 月号では、「水道水質基準に関する省令等の改正」、「労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について」、「食品に係る偽装表示事案対策に関して」などを紹介します。

### 1. 水質基準に関する省令等の改正

平成 20 年 4 月 1 日より、これまで「水質基準」を補完する項目として定める「水道管理目標設定項目」であった『塩素酸』の項目が、「水質基準」として追加されます。

また、新たに「水道管理目標設定項目」に『従属栄養細菌』及び『フィプロニル』が追加されます。

#### 1) 『塩素酸』の「水質基準」の改正

これまで『塩素酸』が浄水において評価値(0.6mg/L以下)の1/10を超えて検出されていることから、食品安全基本法に基づき、「水質基準」として『塩素酸』の項目を追加することについて、食品安全委員会の意見が求められました。

これを受けて厚生労働省は平成 18 年 8 月に内閣府食品安全委員会に対して『塩素酸』の「水質基準」の設定に係る食品健康影響評価について意見を求め、平成 19 年 3 月「塩素酸の耐容 1 日摂取量を 30 μg/kg 体重/日と設定する。」と通知されました。

このため「水質基準に関する省令」を改正して、『塩素酸』について基準値『0.6mg/L以下であること』が定められました。

この基準値の設定根拠は耐容 1 日摂取量(30 μg/kg 体重/日)に占める飲料水の寄与率を 80%とし、体重 50kg のヒトが 1 日 2L 飲むという仮定から算定しています。

なお、この改正に伴い関連する「水道法施行規則」、「水道施設の技術的基準を定める省令」も一部改正が行われます。

塩素酸	
基準値	0.6mg/L 以下
検査の回数	おおむね 3 箇月に 1 回以上 (検査の回数を減らすことは不可。)
検査方法	イオンクロマトグラフ法
検査の省略	検査を省略することは不可

また、「水道施設の技術的基準を定める省令」に規定する浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により付加される物質の基準(薬品基準)の『塩素酸』の基準値も以下のように改正されます。

現 行	改正後
0.6mg/L 以下	0.4mg/L 以下 (経過措置として平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までは 0.5mg/L 以下であることを適用する。)

## 2) 新たな「水質管理目標設定項目」の設定

水質基準の改正に併せて、新たに「水質管理目標設定項目」に『**従属栄養細菌**』及び『**フィプロニル(農薬類の中の1項目として)**』が追加されます。

追加される水質管理目標設定項目	目標値
<b>従属栄養細菌</b>	<b>1mL の検水で形成される集落数 2,000 以下 (暫定)</b> (R2A 寒天培地を使用し、20 ±1 で7日間培養する方法による。)
<b>フィプロニル(殺虫剤)</b>	<b>0.0005mg/L</b>

これらの改正省令等は一部規定を除き、平成20年4月1日から施行されます。

## 2. 食品に係る偽装表示事案対策に関して

昨今、食肉等の偽装表示事案の発覚を契機に同様の事案が全国的に相次いで問題化し、食品の表示に対する国民の信頼が大きく損なわれていることを踏まえ、政府は、不正表示の情報を関係省庁で共有化し、悪質な事案について連携する連絡会議を設置する方針を固めました。

また、本年2月に大手菓子会社における不適切な期限設定、賞味期限の改ざんが行われたことを踏まえ「食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知徹底(通知)」が関係団体あてに通知され、指導されてきました。

食品の表示に関する法律には様々なものがあり、それらに適合するように表示をしなければなりません。

### 食品の表示に関する主な法律

法律	表示目的	表示対象	表示義務事項
<b>食品衛生法</b>	飲食による衛生上の危害発生の防止	食品または添加物	名称、 <b>消費期限・賞味期限</b> 、保存方法、製造者氏名・住所、アレルギー食品、遺伝子組み換え食品等
<b>農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)</b>	消費者が商品選択の目安となる情報を正確に伝える	一般消費者向けに販売される全ての飲食料品	名称、 <b>消費期限・賞味期限</b> 、原材料名(添加物)、保存方法、原産地等
<b>健康増進法</b>	栄養表示基準にしたがった表示を義務付け食を通じた健康づくり	一般消費者向けに販売される加工食品の容器包装及び添付文書	栄養成分、熱量等
<b>不当景品類及び不当表示防止法</b>	虚偽、誇大等の不当表示の防止	一般消費者向けに事業者の提供する商品等	-
<b>計量法</b>	内容量等の表示	-	内容量
<b>薬事法</b>	食品に対する医薬品的な効能効果の表示を禁止	薬事法に規定される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具以外のものには、医薬品的な効能効果の表示は禁止されています。	

実際に食品に表示を行う際には、各都道府県の相談窓口へ表示内容について事前にご確認下さい。

## 3. ノロウイルス食中毒対策について

昨年特に猛威をふるったノロウイルスによる食中毒が今年も発生しはじめました。

厚生労働省では平成18年/19年シーズンにおいてノロウイルスによる食中毒及び感染症の発生が大幅に増加したことに鑑み、昨シーズンの発生状況等が分析、検討され、今シーズンに向けて『ノロウイルス食中毒対策について(提言)』が取りまとめられました。

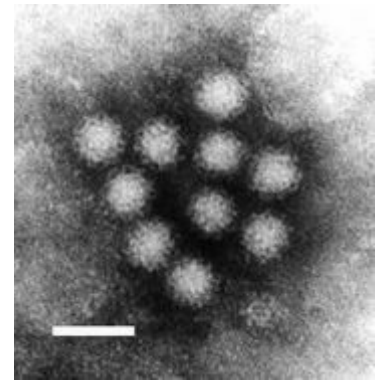
## ノロウイルスとは

ノロウイルスは人の小腸粘膜で増殖するウイルスで、電子顕微鏡で観察すると小さな球状をしていることから、以前は小型球形ウイルスと呼ばれていました。

国内では一年を通して発生が見られますが、主に11月から3月の冬季にかけて発生件数が増加する傾向にあります。

食品から感染する場合と、人から人へと感染する場合があります。

ノロウイルスには消毒用アルコールでは効果がありません。熱湯による調理や消毒、石けんでしっかりと手洗いすることが基本です。



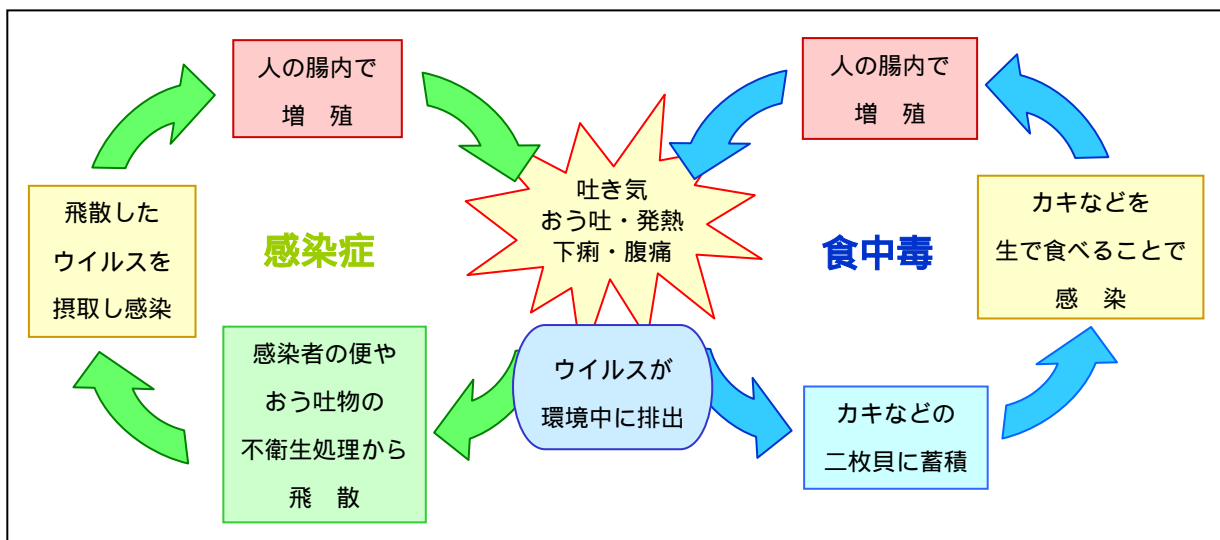
ノロウイルスの電子顕微鏡写真

## 感染経路は？

ノロウイルスの感染経路はほとんどが経口摂取による感染で、ウイルスを保持しているカキなどの二枚貝が食中毒の主な原因となっています。

これは、人の腸管内で増殖し排泄されたノロウイルスが、下水処理で除去されなかった場合、河川から海に流れ込み、カキなどの二枚貝に蓄積され汚染される可能性があることが原因の一つと考えられています。

また、カキなどの二枚貝を含まない食品を原因とする食中毒の発生もみられますが、これらは感染した食品取扱者などを介して別の食品が汚染されることによる二次汚染が原因と考えられます。



## ノロウイルスの感染サイクル

### 感染した場合の症状は？

感染した場合、潜伏期間（感染から発症までの時間）は24～48時間といわれています。主な症状は、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛であり発熱は軽度です。

通常はこれらの症状が数日続いた後、治癒し、後遺症もありませんが、体力の弱い幼児や高齢者などの場合、症状が重くなる場合があります。

また、感染しても全ての人が発症するわけではなく、症状の無い人もいます。

なお、症状が治まった後もしばらくは（数週間程度）ウイルスの排泄が続くことがあるので二次汚染させないよう十分注意が必要です。

### ノロウイルス検査について

ノロウイルスの検査は、当センターでも実施していますが、検査対象とする媒体など制限がありますので、ご依頼の際は事前にご相談下さい。

#### 4. 労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について

平成 19 年 11 月 29 日付で厚生労働大臣による諮問が行われ、労働政策審議会の答申を受けて労働安全衛生法（安衛法）と特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部改正が行われる予定です。

改正内容の概要は以下のとおりです。

##### 1) 安衛法施行令の一部改正

###### 第 3 類物質 第 2 類物質に変更

第 3 類物質とされている「ホルムアルデヒド」が第 2 類物質に変更されます。

なお、「ホルムアルデヒド」を取り扱う業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行うことを要しませんが、労働安全衛生規則に基づく特定業務従事者健康診断により一般健康診断を 6 か月ごとに行うことが必要となります。

###### 作業環境測定の義務づけ

「ホルムアルデヒド」が第 2 類物質とされることに伴い、これを製造し又は取り扱う作業場については、安衛法第 65 条に定める作業環境測定が義務づけられます。

##### 2) 特化則の一部改正

###### 特定第 2 類物質に変更

特化則 特定第 2 類物質に「ホルムアルデヒド」及び「ホルムアルデヒドをその重量の 1%を超えて含有する物」が追加されます。

###### 作業環境測定の記録、結果の評価の記録

「ホルムアルデヒド」に関する作業環境測定の記録、結果の評価の記録は 30 年間保存することが必要です。

###### 特別管理物質にホルムアルデヒド等を追加

###### 局所排気装置の性能要件

「1,3 - ブタジエン」若しくは「1,3 - ブタジエンをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物」を製造し、若しくは取り扱う設備から資料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業、「硫酸ジエチル」又は「硫酸ジエチルをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物」を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときにおける発散源の密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置等講ずべき措置を定める必要があります。

出 典：厚生労働省「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」についての労働政策審議会の答申について

これらの改正政令、省令は一部規定を除き、平成 20 年 3 月 1 日から施行される予定です。

平成 18 年度から行われている社団法人 日本作業環境測定協会による「石綿分析に係るクロスチェック事業」において一定水準に達した「認定分析技術者」が公表され、当センターの分析担当者も認定されました。

今回は初年度のため初歩的なレベル「C ランク」のみの実施でしたが、今後は「B ランク」、「A ランク」の中・上級の認定事業が予定されており、そちらへも参加し分析技術の向上、精度管理に努めてまいります。

###### 財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL:025-543-7664 FAX:025-543-7882

E-mail: info@jo-kan.or.jp

URL: http://www.jo-kan.or.jp

担当: 業務課 / 中嶋・森・長崎

###### 【編集一口メモ】

今年の世相を表す漢字に「偽」が決定されました。先の食品の偽造表示に限らず、中国製品や年金問題等の虚偽、偽証が発覚したことも周知の事実です。人の心の貧しさに原因があることは明白ですが、信頼を失うことによる損失は計りしれません。我々も信頼に基づく数値データという製品を提供しておりますが、その製品が無形であるが故にその信頼の担保には、よりいっそうの注意が必要と改めて感じているところです。(by S.D)

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

編集担当: 柗木